

届出対象行為

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出の要しない行為が規定されています。

区分	規模		
	景観計画区域 (景観重点地区を除く)	和歌山城周辺景観重点地区 (約42.8ha)	和歌の浦景観重点地区 (約634.8ha)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超	全ての行為	高さ10m超又は建築面積100㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ10m超又は築造面積100㎡超
	②モニュメントその他これに類するもの	高さ13m超	全ての行為
	③その他の工作物	高さ13m超	高さ10m超又は築造面積100㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積1,000㎡超	全ての行為	行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為面積1,000㎡超	全ての行為	行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為面積3,000㎡超	全ての行為	行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	上記建築物の新築等に伴い設置するもの	全ての行為	上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採	行為面積10,000㎡超	行為面積300㎡超	行為面積1,000㎡超

<注>「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。□

・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント（装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾）その他これらに類するもの
・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの